

平成27年度 予算成立が前提

大阪狭山市 市民公益活動促進補助金 説明会

平成27年1月25日(日)
午前10時～
市役所南館・講堂



- 1 . 市民公益活動とは？
- 2 . 市民公益活動促進補助金とは？
- 3 . 対象団体と対象事業
- 4 . 申請書類
- 5 . 申請方法
- 6 . 審査基準
- 7 . 公開プレゼンテーション
- 8 . 事前相談にお越しく下さい！

< その1 >

市民公益活動とは？

市民が自発的・自立的に行う営利を
目的としない活動

不特定かつ多数のものもの利益の増進
に寄与する活動



つまり...

お金もうけを目的としないたくさん
の人の役に立つ自発的な活動



副池の水浄化プロジェクト
子どもと親が交流できる子育て広場
食生活改善 講演会・料理教室
子どもの虐待防止 ワークショップ
シルバー世代向けの健康教室
若者の自立支援 講演会
落語、紙芝居、茶道、琴などの文化
教育イベント



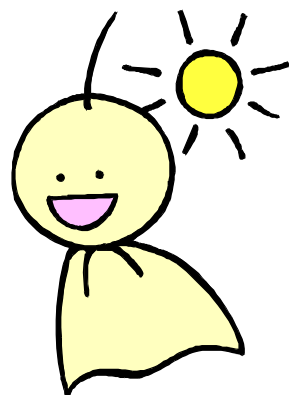
気になること
課題



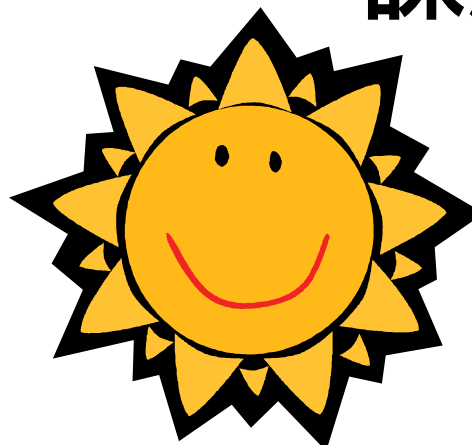
現在の活動
現状



実施すること



課題解決後



気になること
課題



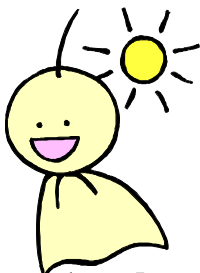
地域の世代間のつながりが希薄になっている



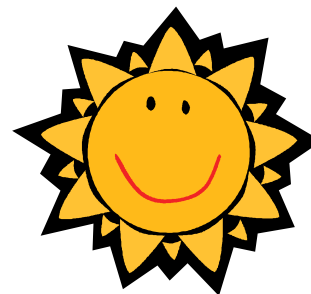
現在の活動
現状

同好会で趣味のカラオケを練習中

実施すること



子ども、青少年、高齢者が相互交流できる
[世代間カラオケ大会]



課題解決後

世代間交流により地域活性化

< その 2 >

市民公益活動促進補助金とは？

まちのために役立つ、市民団体が取
り組む活動がこれまで以上に活発に
なることが目的



福祉の増進、環境の保全、子どもの健全育成、文化芸術の振興、社会教育の推進など、多様な地域課題を解決するためのもの



市民から寄せられた寄附金を活用

【市民公益活動促進基金】

各補助事業がこの基金制度を P R

基金制度の認知度アップ

市民公益活動の広がり

< その3 >

対象団体と対象事業

対象団体

継続して1年以上活動している団体

役員が3人以上いる団体

事務所が市内にある団体

対象事業

**平成27年4月1日～平成28年3月31日に
実施する事業**

**国、他の自治体などから補助金を受けてい
ない事業**

文化会館の利用料が5万円未満の事業

入門部門

市民公益活動をめざし、団体を設立しようとするもの

補助上限は5万円、補助対象経費の5分の4の範囲

団体の立ち上げに向けた研究、研修費も対象にできます

事務所設置などの備品等は対象外

上位5事業までが優先的に採択！

チャレンジ部門

総事業費が30万円未満の事業

過去にこの補助金を受けていない事業

補助上限は10万円

上位5事業までが優先的に採択！

自立促進部門

総事業費の上限なし

補助上限は	1年目	30万円
	2年目	28万円
	3年目	26万円
	4年目	24万円
	5年目	22万円

チャレンジ部門と通算して5年まで！

< その4 >
申請書類

市民公益活動促進補助金交付申請書

事業計画書

収支予算書

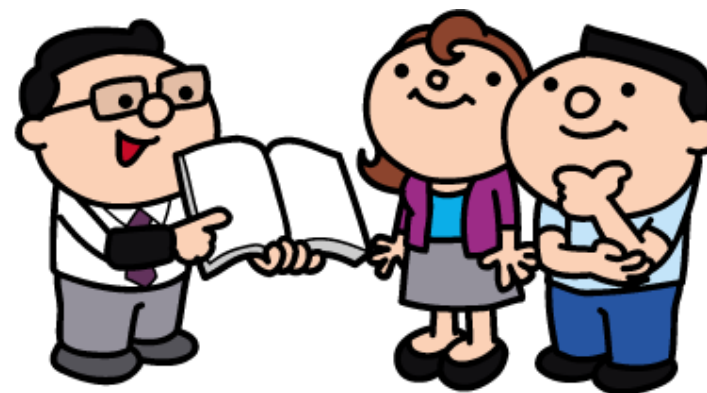
定款、会則

団体概要書

団体自己PR票

役員名簿

団体の全体がわかる事業計画書等



< その5 > 申請方法

提出期間 平成27年1月26日(月)
~ 3月13日(金)

提出方法 直接または郵送

提出先 市役所1階 14番窓口

市民協働・生涯学習推進グループ



< その 6 >
審査基準

書類審査と公開プレゼンテーション

公益性（社会貢献度）

発展性

計画性

先駆性

波及性

自立目標度

情報開示度

プレゼンテーション（発表）内容

< その7 >

公開プレゼンテーション

公開プレゼンテーションの開催の目的

- ・ 公平性、公正性、透明性を高める
- ・ 他の団体とともに公開の場で事業について発表し、事業の客観性を高める
- ・ 事業に対する多くの市民の理解を得ることが出来る

公開プレゼンテーションの手順等

- 平成27年4月19日（日）午前9時集合
- 市民活動支援センター・講堂
- 発表時間7分、質疑応答時間3分
- 会場に用意しているもの
パソコン、プロジェクター、スクリーン
マイク、ホワイトボード

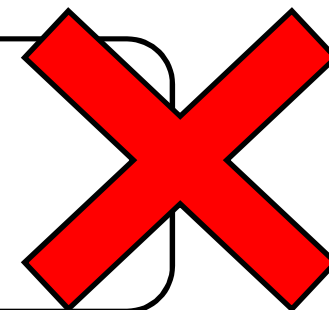
やりがちな3つのこと

- (1) 流れと要点が不明確なまま話してしまう
- (2) 専門的な話や細かい説明に終始してしまう
- (3) 時間切れでよくわからなくなってしまう

話す順番に要点をまとめて、
結論のページを用意しましょう

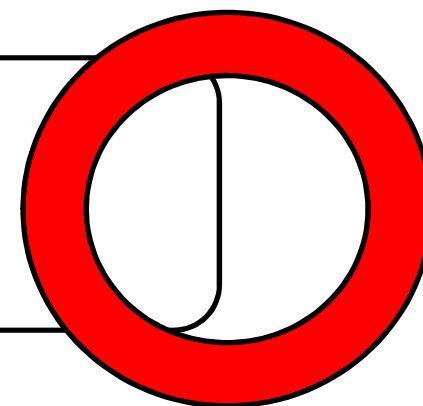
プレゼンテーションの最大のポイントは「姿勢」！

自分たちが言いたいことを話せばよい



発想の転換
が必要

傍聴者（審査員、市民）が知りたいこと、
聞きたいことに答えてあげる



< その 8 >

事前相談にお越しく下さい！

8 . 事前相談にお越しく下さい！

事前相談でできること（メリット）

（ 1 ）分からないことを確認

- ・ 「応募の手引き」を読んでも分からないことを確認。
- ・ 審査基準（ 性など）の意味を知る。
- ・ 支援したいと思うような事業はどのようなものか確認。

（ 2 ）事業計画を改善

- ・ 第三者に相談することで、計画改善のヒントを得る。
- ・ 多くの団体を知る市民活動支援センターは情報がいっぱい。

（ 3 ）プラスアルファな関係の構築

- ・ 申請のみでなく、情報交換、何かで役に立つ相互関係の構築。
- ・ ボランティア登録者などの制度を知る。

事前相談の際に注意すること

(1) 相談する内容を整理しておく

- ・整理しておかないと聞き忘れてしまう。
- ・できれば箇条書きで質問点を書き出しておく。

(2) 早めに動く

- ・締め切り間際ではもう遅い。なるべく早くに！
- ・申請期間に関わらず、事業を計画する時期に相談を！

まずはお電話で、可能であれば面談を

8 . 事前相談にお越しく下さい!

市民活動支援センター

072-366-4664

開館：年末年始以外

午前9時～午後10時まで



市役所 市民協働・生涯学習推進グループ

072-366-0011 (内線240)

開庁：月曜日～金曜日

午前9時～午後5時30分まで

